

令和4年4月25日

令和4年4月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月25日（月）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （11人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第21号 農用地利用集積計画の合意解約について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和4年4月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、5番吉浦委員、10番吉村委員、13番加藤会長職務代理より欠席の旨通告
がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は4番 笠井委員、6番 山口委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第18号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第18号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年4月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が1件で、1筆、2,120㎡となっております。

この計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号46、47については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号46について、石井西の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番 議案第19号受付番号46、農地法第5条許可申請について説明をいたします。
令和4年4月19日に現地にて田幡委員、矢部会長、加藤会長職務代理、太田事務局長を含む事務局3名、委任を受けた〇〇行政書士、譲受人と私を含めた9名で現地を確認し、説明を受けました。

申請地は、耕耘し除草されている状態でしたが、譲渡人は病気で耕作が困難な状態であり、今後の管理も考慮して売却を決めたものです。

譲受人は、中古車を置く駐車場の確保において、申請地が現在所有する2箇所の駐車場に隣接するため、利便性が高いと判断したとのことです。

ほかの申請地の隣接地について、農地との境界は、既設ヒモコンにブロック擁壁をそわせて設置し、ブロックの上にヒモコンを施工して土砂の流出を防ぎます。

また、申請地には傾斜があります。雨水は、表面に砂利を敷き、地下浸透とすることで隣接地の地権者と同意を得ておりますが、水量が多く浸水するおそれを考慮し、U字溝等を追加で設置することを当事者間で検討しているとのことです。

また、〇〇氏の宅地の既設擁壁まで造成することに関して、擁壁が境界の内側にありますが、境界を越えて造成することに同意を得ています。

申請地に隣接する南北に延びる水路については、東側は石井町の管理であるため、境界にそってブロック擁壁を設置し、ブロックの上にヒモコンを施工して、土砂が公共水路に流出しないよう対策します。

西側水路は、申請人である法人の代表取締役の個人名義の土地です。個人で管理している雑種地内の水路であり、申請地と併せて利用するため農地転用にあたり埋

め立てます。

また、申請地の南北の町道に沿って流れる麻名用水土地改良区の水路には擁壁にて土砂が流入しないよう対策されます。土地改良区地区から水路に影響がないとの意見書が添付されています。

よって、許可相当と判断いたしますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号46の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外され、周囲を住宅等に囲まれた第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は、自動車売買等の営業を行っている本店に近く、隣接地が会社及び代表取締役の所有地で、駐車場として適しているため転用するものです。

申請地は、雑種地及び宅地との隣接部分は既設擁壁の高さまで、農地との隣接部分は既設擁壁の内側にブロックで擁壁を新設し、隣接地に影響が無いよう造成高を調整して、山土で盛土し砂利を敷きます。

雨水は地下浸透で、将来的に隣接する宅地や農地に影響がないよう配慮した工事を行うことを確認しております。

隣接する宅地の東側擁壁は筆界の内側にあるため、所有者の同意書が添付されています。

申請地には併せて利用する土地から進入します。

周辺地域に被害を及ぼすことはないとのことではありますが、問題が生じた場合は、申請人が責任をもって処理する旨が申請書に記載されております。

また、預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号46について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号46は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号47について、浦庄字国実の担当であります黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3番 議案第19号受付番号47、農地法第5条許可申請について説明をいたします。
4月19日に矢部会長、加藤会長職務代理、太田事務局長、片岡主幹、福島主事、笠井委員と私が申請者代理人である行政書士と施工業者に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は、国実〇〇〇番〇、地目が田、2, 115㎡、第3種農地で、譲渡人〇〇〇から譲受人〇〇〇〇への有償移転です。

譲渡人には、農業後継者がおらず耕作が困難で、今後休耕地になるよりも、土地の有効活用のため、譲受人が太陽光発電用地として活用するとのことです。

また、申請地周辺には高層の建物がなく、太陽光発電に適しております。

転用計画の概要では、造成後に申請地全面に防草シートを張って雑草が生えないようにします。付近の土地や作物への被害を及ぼす可能性は特にないとのことですが、万一被害が発生した場合は、申請者の責任で解決することになっております。

北側に隣接する墓地との境界については、フェンスは境界から南にずらして設置するものの防草シートは境界まで覆い雑草対策をするとのことです。

太陽光発電設備のため給排水はなく、雨水は、自然地下浸透で対応するとのことです。麻名用水利地改良区の同意も得られております。

なお、工事期間中の進入路として国実〇〇〇番〇の土地を使用することについては、地権者の承諾書が取得されております。

以上のことから許可相当を思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号47の申請地は、令和2年3月に農用地区域から除外され、下浦駅からの距離が300m以内の距離にある第3種農地です。

概要につきましては、ただいま黒住委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人に農業後継者がなく耕作できない

ため、また、申請地周辺に高層の建物がなく、太陽光発電に適しているため転用するものであります。

申請地は、現地盤からフェンスの内側に15cmの高さまで再生砕石で造成し、防草シートを敷き草が生えないようにします。

雨水は地下浸透になります。

周辺地域に被害、事故はないとのことではありますが、問題が生じた場合は、申請人が責任をもって解決する旨が申請書に記載されております。

工事期間は南側町道から〇〇〇番〇の一部、三角地の東の端を通り進入するため、地権者の同意書が添付されております。現況のまま短期間通行するため、耕作には特に影響がないとのことです。

隣地境界の内側にフェンスが設置されます。メンテナンス等については、北側町営墓地の通行路を通ります。石井町福祉生活課に確認し、通行について支障はないと回答を得ているとのことです。この通行路に面して標識が設置されます。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号47について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号47は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、2件受理しました。

報告第21号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年4月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。